

岐阜県公報

目次

告示

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の貸付事務
及び償還事務並びに児童扶養手当事務に使用する岐阜県知
事印に関する告示の一部改正
農業振興地域の指定に関する告示の一部改正
建築基準法に基づき数値等の変更

（子ども家庭課）
（農村振興課）
（建築指導課）
一 一
二

号外 (十) 令和六年四月一日

告示

岐阜県告示第七十三号

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の貸付事務及び償還事務並びに児童扶
養手当事務に使用する岐阜県知事印に関する告示（平成二十六年岐阜県告示第五百四十
八号の二）の一部を次のように改正する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

二一へを削る。

岐阜県告示第七十四号

農業振興地域の指定に関する告示（昭和四十六年岐阜県告示第六百三三号）の一部を次
のように改正する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一一 御嵩地域の部を次のように改める。

一一一 御嵩地域

御嵩町の区域のうち、別図の青線で囲まれた区域

一一三 可児地域の部を次のように改める。

一一三 可児地域

可児市の区域のうち、別図の青線で囲まれた区域

（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部農村振興課及び岐阜県可茂農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第八号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二並びに別表第三五の項（ロ）の規定により数値等を次のとおり変更するので告示する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更する区域

可児都市計画区域のうち可児市に係る用途地域の指定のない区域及び御嵩都市計画区域のうち御嵩町に係る用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課、岐阜県中濃建築事務所及び次の表の上欄に掲げる市町の区域に応じて同表の下欄に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

市 町	場 所
可児市	可児市建設部建築指導課
御嵩町	御嵩町建設部建設課

三 適用年月日

令和六年四月一日

令和六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社